

## 総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

### 1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、総務省組織規則(平成13年総務省令第1号)の一部を改正する。

### 2 改正内容

局名	改正内容	改正条文
情報流通行政局	情報流通振興課(デジタル・プラットフォームや情報銀行を始めとしたデジタル経済社会において重要な存在となる民間企業に係る情報の電磁的流通の規律及び振興に関する体制の構築に伴う「企画官」の廃止及び「デジタル企業行動室」の振替新設)	第45条

### 3 公布日

令和2年7月30日

### 4 施行期日

令和2年8月1日